

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号（昭和27年政令第403号）により、次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月12日

横浜市病院事業管理者

1 契約の概要

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター給与・労務業務に係る労働者派遣契約

2 履行（納品）場所

横浜市磯子区滝頭1-2-1

3 契約日

令和7年6月1日

4 履行日又は履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

3,941,107円（うち消費税及び地方消費税相当額 358,282円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社ソラスト（東京都港区港南2-15-3 品川インターナショナルビルC棟）

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

病院運営の根幹を支える給与・労務業務について、職員の退職・病休等が立て続けに発生し、内応援等を最大限行ってもなお6月以降の給与・労務業務の執行体制が確保できない状況が生じました。当該業務の遅延等は、法令に反するとともに市立病院としての医療サービス提供を支える安定的な病院運営を揺るがすものであり、行政サービスに重大な支障を生じさせるものであるため当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当院における他の人的委託業務受託者であり、速やかに対応が可能であると回答が得られたため、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

医療局病院経営本部 脳卒中・神経脊椎センター 総務課